

第 3 7 号議案

令和 4 年度東大和市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度東大和市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 4 年度東大和市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目） （既決予定額） （補正予定額） （計）

収入

第 1 款 資本的収入 646,258 千円 7,000 千円 653,258 千円

第 1 項 企業債 250,700 千円 7,000 千円 257,700 千円

支出

第 1 款 資本的支出 1,143,855 千円 7,000 千円 1,150,855 千円

第 1 項 建設改良費 308,606 千円 7,000 千円 315,606 千円

（企業債の補正）

第 3 条 予算第 6 条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改める。

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道建設事業	千円 106,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率）	借入れのとき から据置期間を 含め、40年以内 に償還する。 ただし、財政 その他の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、若しくは 繰上償還又は低 利債に借換えす ることができる。 なお、その他 については、借入 先の定める融通 条件に従う。	千円 113,100	補正前に	補正	補正前に
						同	前に 同じ	同じ
計	106,100				113,100			

令和4年6月1日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫